

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「流通・サービスを通じて広く社会に貢献する」を第一の経営理念としております。この経営理念は、株主、取引先、社員及び企業活動を支える全てのステークホルダーを対象としており、その達成のためには、コーポレート・ガバナンスの整備、強化が最重要課題であると認識しております。

また、そのコーポレート・ガバナンスの整備、強化を推進していくには経営の効率性、健全性を高めるとともに、公正で透明度の高い経営体制を構築していくことが不可欠だと認識しております。

「組織として機能しなければ意味が無く、組織を有効にいかすには取締役の姿勢、モラル及び資質が重要である」と認識したうえで、取締役会及び執行役員会主導のもと、グループ企業全体の収益力、企業価値の向上、強固な事業基盤の構築を目指して諸施策を講じております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2 議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳】

当社の株主のうち、機関投資家や海外投資家の比率は相対的に低いため、コストと効果を総合的に勘案し、電子投票制度や招集通知の英訳はしていません。今後も株主構成を注視し、必要に応じてこれらの制度を検討してまいります。

当社のホームページにつきましては、英語と中国語にも対応しており、海外投資家にも当社事業、業績等を理解していただけるよう努めております。

【補充原則4-11 取締役会による取締役会全体の実効性の分析・評価の開示】

当社の取締役は8名で、そのうち社外取締役が2名で、取締役会における取締役の発言や質疑応答、また監査役及び監査役会から取締役会への意見も適宜行われております。

取締役と監査役による取締役会の評価を毎年実施し、認識された課題について改善を進めております。

さらに評価手段や評価対象、評価項目の見直しを行い、実効性についての分析や評価を行いその結果の概要を開示していくためにも、引き続き課題や対応方針の意見交換を行い、取締役会の実効性向上に取り組んでまいります。

下記3原則につきましては、2020年4月27日に公表いたしました通り、新型コロナウイルスの影響により次期中期経営計画の公表を延期していることから、一時的に「実施しない」に含めておりますが、次期中期経営計画公表後に本項目を修正し再度提出いたします。

【原則2-1 中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定】

当社グループは、「流通・サービスを通じて広く社会に貢献する」ことを経営の基本方針としており、「信頼に基づく選ばれる商社」を目指します。2017年度～2019年度の中期経営計画では、「商流の革新」「商材の発掘」を基本方針とし、社会・株主・取引先・社員に信頼され、働きやすい・働き甲斐のある「人を活かす企業」を目指しながら、更に経営基盤の強い、良い会社にし、「企業価値の向上」を図ってまいりました。

なお、2020年4月27日に公表いたしました通り、次期中期経営計画につきましては公表を延期しております。今後、新型コロナウイルス感染拡大による事業活動の影響度合いに関して、適正な情報収集が完了し、状況が見通せるようになった段階で速やかに公表いたします。

【補充原則4-1 中期経営計画と未達の場合の原因と対応の分析結果】

当社は、2017年度～2019年度の中期経営計画として、「商流の革新」「商材の発掘」を基本方針とし、連結売上高2,000億円、営業利益38億円という数値目標を掲げて取り組んでまいりました。

今後の取り組むべき具体的な課題や対処方法等については、有価証券報告書【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】欄に記載しております。

なお、次期中期経営計画につきましては2020年4月27日に公表いたしました通り、次期中期経営計画の公表を延期しております。今後、新型コロナウイルス感染拡大による事業活動の影響度合いに関して、適正な情報収集が完了し、状況が見通せるようになった段階で速やかに公表いたします。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、2017年度～2019年度の中期経営計画として、「商流の革新」「商材の発掘」を基本方針とし、連結売上高2,000億円、営業利益38億円という数値目標を掲げて取り組んでまいりました。

配当政策につきましては、今後の収益見通し等を考慮し、継続的に利益確保を図るとともに、継続的な安定配当として下限を原則30円とし、かつ連結配当性向25%以上とする方針としております。

内部留保につきましては、自社の資本コストを明確にして、ROEとの比較を検証すると共に、「成長投資」としての国内海外のインフラの整備やIT投資、並びに、「人材投資」としての次世代を見据えた人材育成、グローバルかつプロフェッショナルな人材の確保に役立てたいと考えております。

なお、2020年4月27日に公表いたしました通り、次期中期経営計画につきましては公表を延期しております。今後、新型コロナウイルス感染拡大による事業活動の影響度合いに関して、適正な情報収集が完了し、状況が見通せるようになった段階で速やかに公表いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、安定的な経営を行う体制を確保する方針のもと、営業取引の強化や財務に係る業務の円滑な推進を図り当社の企業価値を向上させる

目的として政策的に株式を保有しております。

政策保有株式については、年に2回取締役会において株式保有の合理性やメリットを発行会社ごとの配当や営業取引、資本コストに見合っているかを総合的に勘案し、継続的に保有することが適切でないとは判断される株式については縮減を図っております。検証の結果、保有意義が希薄化した銘柄は、売却手続を実施いたします。

また、政策保有株式の取得や買い増しに当たっても発行会社との取引を総合的に勘案し取得や買い増しの意義を明確にして審議しております。

保有株式に係る議決権行使は、その議案が当社の保有目的に即したものであるかなどを総合的に勘案して対応しております。特に継続的に投資収益が低い企業、また株主価値が大きく毀損される等の重大な懸念事項が生じている場合は、原則反対票を投じます。

【原則1 - 7 . 関連当事者間の取引】

当社は、取締役及び取締役が実質支配する会社との競業取引、利益相反取引については、取締役会付議事項としております。主要株主との取引についても第三者取引と同様に公平な立場で行っております。

また、当社のすべての役員に対して年1回、関連当事者間取引の有無について確認するアンケートを実施しており、関連当事者間の取引について管理をする体制を構築しております。

なお、有価証券報告書において、関連当事者取引を開示しております。

【原則2 - 6 . 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、厚生年金基金はすでに脱退しております。従業員の退職年金制度は確定拠出年金と確定給付年金です。企業年金の運用が従業員の安定的な資産形成に加え、当社の財政状況にも影響を与えることを踏まえ、従来から運用委託先の金融機関に相談のうえ、安定的な運用(国債、格付の高い会社の債券、安定的な運用を目標としたファンド)のみ行っております。

運用にあたる適切な資質をもった人材の登用・配置は行っておりませんが、管理部門の担当者が運用委託先の金融機関より運用実績等について説明を受け、モニタリングをしながら健全な年金制度運営を実施しております。また、その結果は年1回、執行役員会に報告し、次年度の運用目標を達成するための資産形成割合を協議しております。

【原則3 - 1 . 情報開示の充実】

() 当社の経営理念、経営戦略等については、有価証券報告書の「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」、「コーポレート・ガバナンスの状況等」に開示しております。

() 当社のコーポレート・ガバナンスの基本方針については、本報告書「 - 1 . 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」、有価証券報告書の「コーポレート・ガバナンスの状況等」に開示しております。

() 取締役の報酬額は、株主総会で承認された範囲内で、社外役員を過半数とする指名報酬委員会への諮問・答申を経て取締役会にて決定しております。報酬は役位別の基本報酬、短期の業績に連動した業績連動報酬、中長期インセンティブとしての株式報酬(ストックオプション)によって構成されております。業績連動給については経営成績である営業利益、当期純利益などをベースにした単年度の業績や目標達成度合い、従業員賞与とのバランスを考慮し、決定しております。業績連動報酬の個別配分については、代表取締役会長・社長が内規に基づいて提案し、指名報酬委員会の諮問・答申を経て取締役会で決定しております。

() 取締役候補者については、人格・見識ともに優れた人物を、本人の能力・適性、これまでの業績等を勘案したうえで、指名報酬委員会で慎重な審議を行い、候補者を選考し、取締役会に諮ります。取締役会において、慎重に審議検討したうえ決定し、株主総会に上程することとしております。

監査役候補者についても、幅広い経験や深い知識を持ち、取締役会に対し有益な助言や提言を行える有能な人材を、指名報酬委員会で慎重な審議を行い、候補者を選考し、取締役会に諮ります。取締役会において、慎重に審議検討したうえ決定し、株主総会に上程することとしております。

() 取締役候補者及び監査役候補者の選解任理由については、株主総会招集通知で適宜開示することとしております。

【補充原則4 - 1 . 取締役会の経営陣に対する委任範囲の開示】

当社では、取締役会規定の中で「付議基準」として、法令・定款に定められている事項及び重要事項を定めております。取締役の選解任、取締役の報酬については、指名報酬委員会への諮問・答申を経てから取締役会で決議をする体制としております。

また、当社は、取締役会決議に基づき、業務執行体制として執行役員制度を導入し、一定の権限を委譲しております。

なお、執行役員会で決議されたことは、取締役会へ報告する体制としております。

上記の体制については、本報告書、有価証券報告書に開示しております。

【原則4 - 9 . 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は独立社外取締役の詳細な選任基準を策定しておりませんが、東京証券取引所の選任基準に準拠して選任しておりますので、その独立性は確保されていると認識しております。その選任理由については、本報告書「 - 1 . 【取締役関係】」に記載しております。

【補充原則4 - 11 . 取締役会による取締役会の構成に関する考え方の開示】

取締役会の機能を効果的に発揮するためには、様々な知識・経験・能力をもつ人材をバランスよく配置することが大切であると考えております。取締役の指名については、指名報酬委員会において候補者の人格、能力、これまでの業績等を総合的に勘案のうえ慎重な審議を行い、取締役会に諮る体制が整っております。

なお、具体的な選任理由については、株主総会招集通知で適宜、開示することとしております。

【補充原則4 - 11 . 取締役・監査役の他社兼任状況の開示】

当社では、取締役・監査役が、当社における役割・業務を適切に行うため、毎年他の上場会社の役員の兼務等について調査を行っております。他の上場会社の役員等を兼務する場合は、当社の業務に差し支えない範囲に留めております。

【補充原則4 - 14 . 取締役・監査役に対するトレーニング方針についての開示】

法令、コンプライアンス、財務等の知識を充実すべく、取締役及び執行役員を対象として、社外講師を招いて研修会を年2回実施しております。

また、新任取締役、新任執行役員に対し、就任時研修会を年1回、それぞれ実施するプログラムを設けております。

また、取締役・監査役はそれぞれの協会団体等の主催する研修会やセミナーに随時参加し、業務に必要な知識の習得を行っております。

【原則5 - 1 . 株主との建設的な対話に関する方針】

株主から対話の申し入れがあった場合は、総務部広報課が担当取締役、担当執行役員と対応方針を検討し、総務部、経理部、経営管理部が連携し、適切に対応しております。

自社ホームページ内に「IR情報」ページを設け、株主が情報を取得しやすいよう工夫しております。また、IR以外の情報についても、ニュース欄

にて積極的に開示しております。加えて、第2四半期決算と期末決算後に株主に送付する「株主通信」にて事業内容の理解促進に努めております。

今回は新型コロナウイルス感染症の関係で中止しておりますが、当社は、株主総会後には「株主懇親会」を開催し、取締役・監査役全員が株主と直接対話できる機会を設けております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三神興業株式会社	1,584,616	7.4
いすゞ自動車株式会社	1,451,077	6.8
日野自動車株式会社	1,270,838	5.9
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	806,700	3.8
NOK株式会社	619,000	2.9
株式会社りそな銀行	554,000	2.6
三原不動産株式会社	530,000	2.5
日本シイエムケイ株式会社	512,100	2.4
JFEスチール株式会社	500,000	2.3
山陽特殊製鋼株式会社	499,282	2.3

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明更新

大株主の状況は、2020年3月31日現在の状況です。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
斎藤 脩	他の会社の出身者											
小谷 健	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
斎藤 脩	○	——	(独立役員指定理由) 斎藤 脩氏は当社仕入先であるJFEスチール株式会社の親会社、JFEホールディングス株式会社出身であります。2008年6月に同社を退社してから12年が経過しており、同社の意向に影響される立場にありません。またJFEホールディングス株式会社グループの当社に対する持株比率が2.3%であることから、同社の当社に対する影響度は希薄であると考えます。従って、同氏と一般株主との間に利益相反のおそれがないと判断しております。

小谷 健	○	——	(独立役員指定理由) 小谷 健氏は2016年6月にトピー実業株式会社を退社して4年が経過しており、同社の意向に影響される立場にありません。当社の同社及び同社グループからの仕入割合は極めて軽微で依存度が突出していないこと、及び同社は当社株式を保有していないことから、同社の当社に対する影響度は希薄であると考えます。従って、同氏と一般株主との間に利益相反のおそれがないと判断しております。
------	---	----	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	5	0	2	2	0	1	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	5	0	2	2	0	1	社内取締役

補足説明

当社は、取締役会の諮問機関として、独立社外役員(取締役・監査役)を過半数とする指名報酬委員会を設置しております。取締役の報酬や取締役候補の選任等については、指名報酬委員会にて慎重な審議を行い、その後の取締役会で協議し決定しております。その他は、社外常勤監査役です。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	員数の上限を定めていない
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人には、有限責任 あずさ監査法人を選任しており、監査役は適宜監査の状況について報告を受け、相互に情報交換を行うとともに会計監査人の独立性について監視しております。
内部監査部門である監査部は、監査役に対し監査結果を全て報告する体制になっております。必要に応じて監査役と監査部とは相互に情報交換等を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
饗庭 典宏	他の会社の出身者													
原 嘉男	他の会社の出身者													
赤石 幹雄	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」「
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
饗庭 典宏	○	——	(独立役員指定理由) 饗庭典宏氏は2008年6月に株式会社りそな銀行を退社して12年が経過しており、同行の意向に影響される立場にありません。当社は複数の金融機関と取引をしており、同行に対する借入依存度が突出していないこと、及び同行の当社に対する持株比率が2.6%であることから、同行の当社に対する影響度は希薄であると考えます。従って、同氏と一般株主との間に利益相反のおそれがないと判断しております。
原 嘉男	○	——	(独立役員指定理由) 原 嘉男氏は2013年7月に株式会社TBKを退社して約7年が経過しており、同社の意向に影響される立場にありません。同社は当社株式を保有していないことから、同社の当社に対する影響度は希薄であると考えます。従って、同氏と一般株主との間に利益相反のおそれがないと判断しております。
赤石 幹雄	○	——	(独立役員指定理由) 赤石幹雄氏は2013年3月にJFEスチール株式会社を退社して7年が経過しており、同社の意向に影響される立場にありません。またJFEスチール株式会社の当社に対する持株比率が2.3%であることから、同社の当社に対する影響度は希薄であると考えます。従って、同氏と一般株主との間に利益相反のおそれがないと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、経営体制及び監査機能強化のため、社外取締役である斎藤脩氏及び小谷健氏、社外監査役である饗庭典宏氏、原嘉男氏並びに赤石幹雄氏を独立役員に選任しております。

また、2011年6月には法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役の補欠監査役として、坂尾栄治氏を選任いたしました。坂尾栄治氏は公認会計士として企業財務法務に精通しており、企業経営の統治に十分な見識を有しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

取締役、監査役及び執行役員が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することにより、株価上昇及び業績向上への貢献意欲を一層高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社外監査役、その他
-----------------	-----------------------

該当項目に関する補足説明

上記「取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況」に記載のとおりであります。
 その他は、執行役員であります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

当事業年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりです。
 取締役を支払った報酬345百万円(うち社外取締役20百万円)、監査役を支払った報酬29百万円(うち社外監査役29百万円)(2020年3月期)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬額は、株主総会で承認された範囲内で、社外役員を過半数とする指名報酬委員会への諮問・答申を経て取締役会にて決定しております。報酬は役位別の基本報酬、短期の業績に連動した業績連動報酬、中長期インセンティブとしての株式報酬(ストックオプション)によって構成されております。業績連動給については経営成績である営業利益、当期純利益などをベースにした単年度の業績や目標達成度合い、従業員賞与とのバランスを考慮し、決定しております。業績連動報酬の個別配分については、代表取締役会長・社長が内規に基づいて提案し、指名報酬委員会の諮問・答申を経て取締役会で決定しております。

また、取締役の報酬については、年間の上限額を株主総会にて決議しております。

なお、取締役の報酬限度額は、2018年6月22日開催の第95期定時株主総会において年額480百万円以内(うち社外取締役分は40百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

内部監査部門として監査部を設置しており、社外監査役を補佐する体制になっております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等	更新
-------------------------	----

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
_____	_____	_____	_____	_____	_____

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	更新	0 名
--------------------------	----	-----

その他の事項	更新
--------	----

相談役・顧問等の制度はございますが、現在、代表取締役社長等を退任した該当者はおりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 取締役会
 取締役会は、経営上の重要事項の決定と職務執行の監督を行い、また、社外取締役の独立かつ客観的な立場から、適切な意思決定・経営監督の実現を目的とする機関であります。社外取締役2名を含む取締役8名で組織され、常勤監査役1名を含む社外監査役3名も出席しております。定時取締役会は、原則として月1回、また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、機動的な経営の実現を目指しております。
2. 指名報酬委員会
 指名報酬委員会は、取締役の指名や報酬及び監査役の指名に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実に図ることを目的とした、取締役会の諮問機関であります。取締役会の決議によって選定された取締役、監査役で組織されており、委員の過半数は、株式会社東京証券取引所に対して独立役員として届出をされている独立社外役員で組織されております。

3. 監査役会

監査役会は、客観的な立場から取締役の職務執行を監視することを目的とする機関であります。常勤監査役1名を含む社外監査役3名で組織されております。原則として月1回、また、必要に応じて随時開催しております。

4. 執行役員会

執行役員会は、執行役員が会社の重要な業務執行案件を協議又は決議し、かつ、取締役会への報告を行い、会社の円滑な業務運営と発展に資することを目的とする機関であります。代表取締役会長、代表取締役社長、執行役員の全員をもって組織されており、オブザーバーとして社外取締役及び監査役も出席し、議案の審議等につき必要な発言を適宜行っております。

5. 与信投資委員会

与信投資委員会は、金額の多寡に比例する取引・投資リスクの評価が必要な案件について、様々な角度から検討を行い、信用取引の安全性の確保及び投融資のリスクを未然に防ぐことを目的とする機関であります。取締役を兼務する役付執行役員、経営管理部、審査部を主として組織されており、オブザーバーとして社外取締役、監査役及び内部監査部門も参加、監視しております。

6. 統括部長会議

統括部長会議は、営業面において重要と思われる事項について協議を行うことを目的とする機関であります。取締役を兼務する役付執行役員、執行役員、統括部長を主として組織されており、オブザーバーとして社外取締役及び監査役も参加、監視しております。

7. コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、役員及び従業員等が、法令・定款・社内規定・社会規範等の遵守に努めることにより、健全な企業風土を醸成するとともに、社会的信頼の確保並びに企業価値の維持向上を図ることを目的とする機関であります。執行役員の全員をもって組織されております。

8. 監査報告会

監査報告会は、監査部門による内部監査において検出された将来会社にとってリスクとなる可能性がある事項について、情報を共有又は協議することにより、会社の円滑な業務運営と健全な発展に資することを目的とする機関であります。取締役を兼務する役付執行役員、経営管理部を統括する執行役員及び監査部門長の指名する者により組織され、オブザーバーとして社外取締役、執行役員及び監査役も出席出来るものとしております。年4回、また、必要に応じて随時開催しております。

9. 内部監査

内部監査は、監査部(8名)が監査計画に基づき実施しております。また、対象拠点の往査と並行し、各種帳票のモニタリングを定期的を実施することにより、リスクの早期検出に努めております。これらの結果については、定期的に監査報告会を開催し、取締役、執行役員及び監査役に対し詳細な報告を行っております。

10. 監査役監査

監査役監査は、常勤監査役が中心となり実施しております。監査役は適宜内部監査に立会い、内部監査状況を監視しております。また、必要に応じて、支店や子会社に出向き、業務及び財産の状況を調査しております。監査役監査の方法の概要及び結果については、取締役会にて年次の報告を行っております。

11. 会計監査

会計監査人には、有限責任 あずさ監査法人を選任しております。会計監査人は監査計画、監査結果報告会のほか、適宜、監査役、監査部との情報交換を行い連携しております。

業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 川村 敦 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 井上 喬 有限責任 あずさ監査法人

当社の会計監査業務は、上記の2名を含む公認会計士等によって行われております。

当事業年度において当社の会計監査業務に係った補助者は、公認会計士5名、その他13名であります。

また、当事業年度における会計監査人の報酬等の額は47百万円であります。(2020年3月期)

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の意思決定機能と、執行役員・統括部長による業務執行を管理監督する機能をもつ取締役会に対し、監査役3名を社外監査役とすることと社外取締役2名を設置することで、経営への監視機能を強化しております。

コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視機能が重要と考えております。2名の社外取締役と3名の社外監査役より経営全般に関する意見、指摘をいただくことにより、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っていると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の約3週間前に株主総会招集通知を発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避して株主総会を開催しております。
その他	株主総会に出席される株主の方に、当社の理解を深めていただくために、事業の概況をビジュアル化しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
IR資料のホームページ掲載	IR資料(事業報告、決算短信、有価証券報告書など)をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	2009年10月に総務部広報課を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境方針を制定し、環境ISO14001の認証取得に向けた活動を推進しており、2010年3月に本社の認証を取得し、さらに2011年3月に全事業所の認証を取得いたしました。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

会社法第362条第4項第6号及び同条第5項並びに会社法施行規則第100条に基づき、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務の適正を確保するため必要な体制の整備について、以下の通り基本方針を定めております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、「取締役会規定」に基づき、原則として月1回開催し、法令、定款並びに「取締役会付議基準」に定める付議事項を決議するほか、取締役が行う職務執行状況の報告を監督して業務の適正及びコンプライアンス体制の実効性を確保しております。

監査役は取締役会に出席し、取締役の職務執行の法令及び定款への適合性やコンプライアンス等を監視し、必要に応じて意見を述べております。

監査役は、「監査役監査規定」に基づき、定期的又は必要に応じて、取締役の職務の執行を監査しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、稟請決裁書等、取締役の職務執行に係る重要文書は、「書類保存規則」に基づき、保存・管理し、取締役の職務執行に係る内容が常に把握できる体制を整備しております。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規定その他の体制

「リスク管理に関する基本規定」を定め、当社及び子会社から成る企業集団(以下、「当社グループ」という)の活動に関連するリスク認識を全社に周知して、リスクの予防、把握と報告、管理の体制を整備しております。万一リスクが発生した場合は、所管部署においてリスクの拡大を防止し、これを最小限に止める対策を講じるとともに、それらの経験から得られた再発防止策を全社で共有しております。

「与信投資委員会」を設置し、当社グループの一定金額を超える取引、投資案件等については、様々な角度からリスク評価を行い、適切に対応する体制を整備しております。なお「与信投資委員会」には、オブザーバーとして社外取締役・監査役及び内部監査部門も参加、監視しております。

「安全衛生委員会」を設置し、災害・事故防止に関する啓蒙活動を行って、災害・事故の予防を図っております。

内部監査部門は、定期的及び必要に応じて当社グループのリスク管理状況の監査を行っております。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は、「取締役会規定」「組織および業務分掌・職務権限規定」を定め、その責任と権限を明確にするとともに取締役会の迅速な意思決定機能と機動的な業務執行及び監督機能の強化を図るため、執行役員制度を採用し、取締役の職務執行の効率化を図っております。

取締役は、原則として取締役会を月1回開催し、取締役会付議事項の決議や職務執行状況の報告を行っております。取締役会決議事項については、「取締役会付議基準」を定めております。

取締役は、当社グループの経営課題やその他重要事項を、「執行役員会」「与信投資委員会」「統括部長会議」「コンプライアンス委員会」「監査報告会」の各種会議体において審議を行い、情報共有を行っております。

取締役会の諮問機関として「指名報酬委員会」を設置し、取締役の指名や報酬及び監査役の指名に関する公正性・透明性・客観性を確保しております。

取締役は、必要に応じて、弁護士・税理士等の意見を参考に職務の執行を行っております。

5. 当社グループの使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

経営理念や行動方針、ルール・マナーを定めた冊子「社員行動基準」を使用人に配布するほか、コンプライアンス・マニュアルを策定し、当社グループの使用人のコンプライアンス意識の向上を図るとともに、定期的な階層別研修やe-Learning研修でコンプライアンスの重要性の周知徹底を図っております。また、「コンプライアンス委員会」を開催して、法令違反の防止、早期発見・対応に努めております。

「組織および業務分掌・職務権限規定」に基づき、使用人の業務遂行上の基準を明確にしております。また、使用人は社内規定に基づき、業務の遂行にあたるものとし、重大な違反があった場合は、取締役会で審議し、必要に応じて適切に対処しております。

「内部監査規定」に基づき、内部監査部門は、定期的又は必要に応じて、法令並びに当社グループの社則及び示達の遵守状況、所管業務の運営及び管理状況の監査を行っております。また「監査報告会」において、監査結果等について、取締役及び監査役へ定期的に報告を行っております。

当社グループは、企業の健全性を確保するため、通報者に対して不利益な扱いを行わないことを定めた「佐藤商事グループ内部通報規定」を制定・運用し、コンプライアンスの実効性を確保しております。

6. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

子会社に関する「関係会社管理規定」を定め、子会社の所管部門の統括のもと、管理及び経営指導を行っております。また、子会社は、期初に経営目標・年度予算・月次計画を策定し、月次損益計画と実績の差異原因や計画進捗及び職務遂行状況について、毎月親会社へ報告しております。

子会社の取締役は、必要に応じて当社より選任し、当該子会社の職務執行を監督して、職務の適正を確保しております。

内部監査部門は、定期的又は必要に応じて「内部監査規定」に準じた子会社の監査を行い、監査部長は監査結果に基づき、必要に応じて、指導又は勧告を行っております。また「監査報告会」において、親会社の取締役及び監査役に監査結果等の報告を行っております。

定期的又は必要に応じて、監査役及び会計監査人による子会社への監査等の実施を行っております。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会からの要請がある場合には、補助すべき使用人を置くこととしております。

補助すべき使用人を置いた場合は、その使用人の人事・評価等については、取締役と監査役との協議を要するものとしております。

8. 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

「監査役への報告に関する規定」を定め、取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項を明確にするほか、「監査役閲覧文書一覧」を定めております。

監査役会は、必要に応じて、取締役、会計監査人若しくは使用人に業務の報告を求めることができます。

内部監査部門は、当社グループについて実施した内部監査結果を監査役に報告するほか、各事業年度の内部監査計画、内部監査結果等について、監査役へ報告及び協議をしております。

9. 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、監査役に報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由とした解雇、降格等の懲戒処分や、配置転換等の人事上の措置等いかなる不利益な取扱いも行いうことを禁止しております。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会、執行役員会、与信投資委員会、統括部長会議等重要な会議に出席し、業務の執行状況及び審議状況を直接把握できる体制としております。また、監査役は、必要に応じて内部監査部門や弁護士、公認会計士等の外部アドバイザーに業務の協力を求めることができます。

取締役と監査役は随時面談を実施し、会社に対処すべき課題、監査役監査の整備状況、監査上の重要課題等について意見交換を行っております。

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、一切関係を絶ち、不当な請求等には毅然とした態度で対応しております。当社総務部門を反社会的勢力に向けた対応窓口とし、「不当要求対応マニュアル」を整備して社内に周知徹底しております。また、これらの問題が発生した時は関係行政機関や顧問弁護士に連絡をとり速やかに対処しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

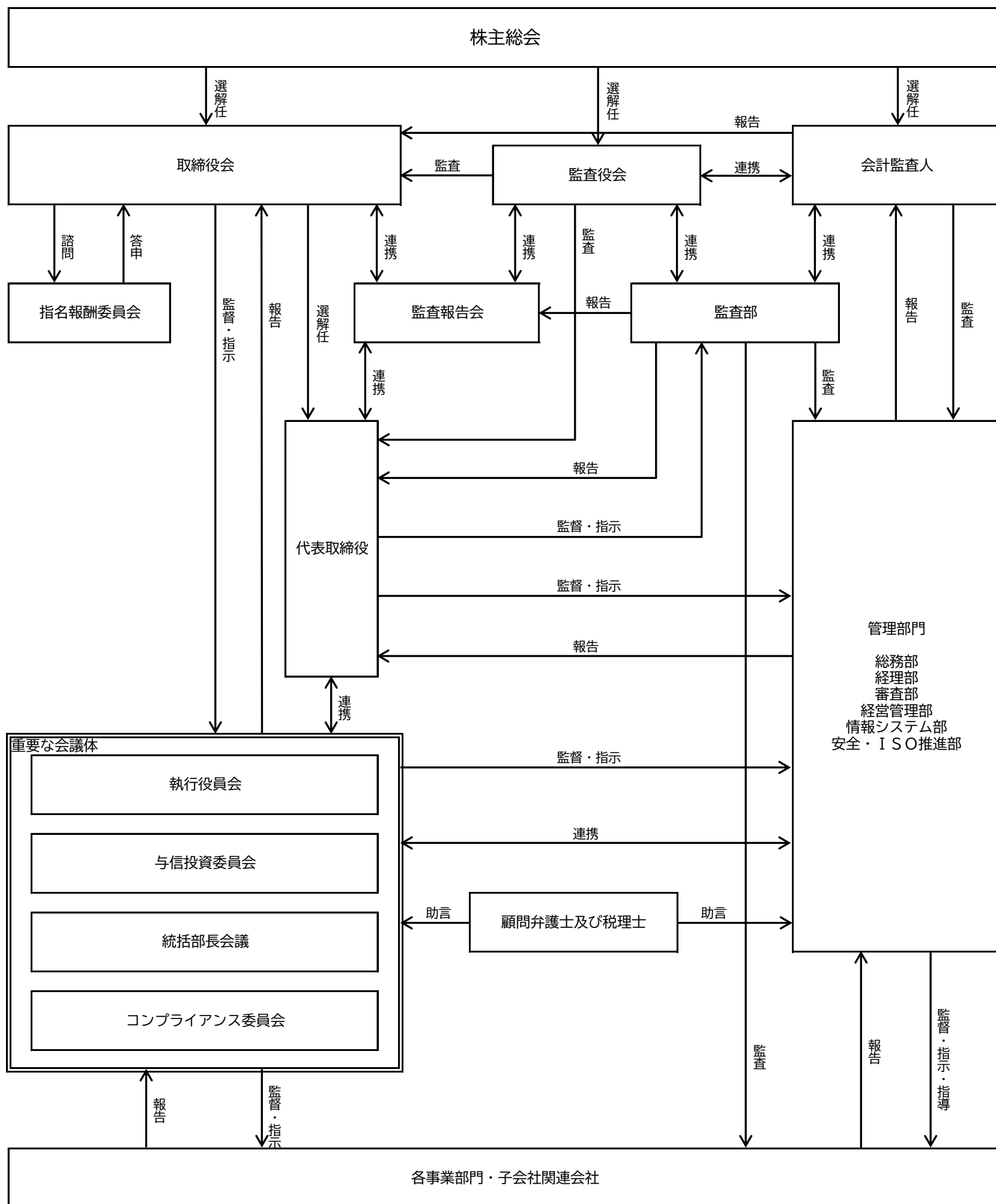
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

買収防衛策につきましては、今後必要に応じて検討いたします。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【コーポレート・ガバナンス体制の模式図】



【適時開示体制の模式図】

